

○内閣府設置法

平成二六年一月一日以降有効な日規定

改正法令一覽

- ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二四・八・二二法六七 本則六八条、平成二七・二・二二までに政令で定める日施行）による改正前の条文
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二五・五・三三法二八 本則四四条、平成二六・六・三〇までに政令で定める日施行）による改正前の条文
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二五・六・二六法六四 附則三条、平成二六・六・二五までに政令で定める日施行）による改正前の条文

■第三条第二項（法二八による改正前）
 ②前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に關する施策に關する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の目潜な遂行を図ることを任務とする。

■第四条（法二八・法六四による改正前）

（所掌事務）

■第四条①（略）
 ②前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、少子化及び高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに自殺対策の推進に關する政策その他の内閣の重要な政策に關して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に關し行政各部の施策の統を圖るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に關する事務をつかさどる。

③（柱書略）

一四一四六の二（略）

四十六の三（法六四により追加）
 四十七・五十九（略）
 五十九の二（法二八により追加）
 六十一・六十二（略）

■第一六条第二項（法二八による改正前）
 ②内閣府審議官は、命を受け、内閣府（富内庁、公正取引委員会、大臣委員会等、金融庁及び消費者庁を除く）の所掌事務に係る重要な政策に關する事務を總括整理する。

■第六四条（法二八による改正前）
 （内閣府に置かれる委員会及び庁）
 第六四条 柱書略

（略）
 特定個人情報保護委員会の項（法二八により追加）
 （略）

附則

■第一条第四項第四号（平成二四法六七による改正前）
 四（平成二四法六七により追加）